

令和元年6月26日現在

機関番号：31307

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03054

研究課題名(和文)江戸時代における庶民武芸と庶民剣士の実態的研究

研究課題名(英文)A study of swordsmen in the Edo period

研究代表者

平川 新(HIRAKAWA, Arata)

宮城学院女子大学・一般教育部・学長

研究者番号：90142900

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：江戸時代は、武士と百姓との身分が厳格な社会であり、兵農分離体制が貫徹した社会だというのが戦後歴史学の通説になっていた。豊臣秀吉による刀狩令以来、百姓は武装解除され、武士以外の帯刀は一部の特権者しか許可されていなかった、すなわち武力は武士の独占するところであり、百姓は武器を剥奪されて耕作に専念する体制になったという理解である。

だが本研究によって、江戸時代には初期から幕末にいたるまで列島全域に大量の庶民剣士が存在してきたことを発見し、その存在を確認することができた。そうした実証をふまえて、江戸時代は「庶民剣士の時代」であることを完全に論証することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

江戸時代は土農工商の厳格な身分制社会であり、武芸は武士身分の特権であり、庶民の武芸は禁止されていたと理解されてきた。だがこれは「土農工商」身分観念に拘束された歴史認識の誤りであり、本研究において歴史実態としては列島全域に極めて多くの庶民剣士が存在したことを確認できた。したがって一般のみならず、歴史研究者の江戸時代の身分制認識を根本から修正していく必要がある。これによって江戸時代の庶民と武士の関係や庶民・武士と政治の関係などを大きく見直すことができる。

研究成果の概要(英文)：In historical studies, the Edo period is recognized as a society in which discrimination between the samurai and peasants is a strong one. It was a common understanding that peasants were disarmed, only the samurai possessed weapons, and peasants were forced to concentrate on agriculture. However, through this study, it was possible to confirm that a large number of civilian swordsmen existed throughout all of Japan from the early to the end of the Edo period. It was possible to fully demonstrate that the Edo period was the era of civilian swordsmen.

研究分野：日本近世史

キーワード：庶民剣士 身分制 兵農分離 武芸

1. 研究開始当初の背景

*研究の学術的背景

1990年代から2000年代の近世史研究では、士農工商の身分制は必ずしも固定的ではなく、江戸時代は身分間移動も可能な流動性をもった社会であることが論じられてきた(朝尾直弘「十八世紀の社会変動と身分的中間層」『日本の近世』10、中央公論社、1993年)。その根拠となったのが、庶民上層が行政的貢献や献金によって名字帯刀御免の特権を与えられたり、士分に取り立てられることだった。また豊臣秀吉の刀狩り令による庶民の武装解除論も見直され、百姓・町人の世界には鉄砲や刀などの武具があったことも検証されてきた。藤木久志氏は百姓・町人が禁止されたのは長刀(大刀)だけで、脇差しは禁止されていなかったことを明らかにした(藤木久志『刀狩り』岩波新書、2005年)。こうして帯刀(二本差し)は、武士と庶民を分かつ社会的指標になっていたことが共通理解となった。

だが平川は、近世後期の関東において多数の百姓・町人の庶民剣士が存在し、文久3(1863)年に幕府が編成した浪士組や、その後身である新選組の構成員の主力は、武芸を身につけた庶民であることを論証した(平川「中間層論からみる浪士組と新選組」『地域社会とリーダーたち』吉川弘文館、2006年)。彼らの出身地は関東を中心に九州から奥羽にまで広がっており、各地に庶民剣士がいたことを推測させた。また上州多胡郡には戦国期在地土豪の系譜を引く馬庭家が近世初頭から馬庭念流の道場を開き、享保期には上州一円から200人台の百姓層の門弟を集めていたことが明らかにされていたが(高橋敏『国定忠治の世界』平凡社、1991年)、これに加えて平川は、出羽国村山地方では享保年間(1710年代)に庶民武芸者が広範に存在したこと、また文化年間(1800年代初頭)には庶民剣士による武術試合が行われたことや、一門が江戸の道場に出稽古していたこと、幕末期には士分取り立て前の地域有力者が刀剣売買を行っていた実態などを明らかにした(平川「庶民剣士と村山の農兵」『西村山地域史の研究』28、2010年)。さらに武蔵国秩父郡の庄屋逸見家は安永年間(1770年代)に甲源一刀流を起こして代々流派を継ぎ、関東一円から1000人台の庶民層の門弟を集め、大名の武術師範になっていたことも検証した(平川『開国への道』小学館、2008年)。同書では、関東各地の有力百姓が自邸に道場を開いていたことも論証している。その後平川は、宮城県加美町(旧仙台藩領)で、近在の百姓52人が血判書名した安永2(1773)の真陰柳生流掟書も発見した(読売新聞2014年9月10日、文化欄「江戸時代 農民も励んだ武芸」)。

2. 研究の目的

上記のように、これまで平川が取り組んできた庶民剣士研究によって、武芸は武士身分の専有ではなく、庶民も広範に修得していたことが明らかになってきた。とすると、帯刀や武芸の有無を指標に武士身分と百姓身分を峻別することによって成り立っていた兵農分離論は、当然のことながら実態的にも論理的にも見直すことが求められる。

そのためには、庶民剣士の存在をさらに広範囲に確認し、その社会階層や武芸の実態を解明する必要がある。こうした課題をもって本研究は、調査・研究対象を特に東日本に拡大して庶民剣士の存在を発掘・確認することを目的とした。

3. 研究の方法

- (1)本研究の基本は、東日本の旧家に残されている武芸関係の史料調査を実施することである。
 - ・各地の史料所蔵機関や旧家を訪問して、主に下記史料の存在の有無を確認する。
 - ・道場主の場合は、門人帳、門人による奉加帳、掟書、神社への寄進帳など。門人の場合は、免許状、掟書など。
- (2)門人帳や掟書によって門人の人名や居住地が判明した場合には、居住地における関係史料の調査を実施し、該当する存在を把握する。それにより門人になる社会層の把握が可能になる。
- (3)門人帳の分析によって門人の地域的範囲を把握する。
- (4)幕府や大名による武芸に関する触書や治安対策関係史料、名字帯刀御免などの事例を調査し、領主層の動向と庶民との関係を把握する。
- (5)上記のような史料調査によって庶民剣士と庶民武芸の実態、および領主による士分取り立てなどの実態分析を実施し、さらに社会構造論や身分制論の観点から理論的分析を行う。

4. 研究成果

山形県高島町の旧家に所蔵されていた「武元流剣術実録」を解説し、内容の分析を始めた。その結果、百姓身分の村役人家の子息が剣術修行を積んで武芸の達人となり、自宅に道場を開いて近在の百姓たちを集め、また米沢藩・天童藩の家臣たちを門弟にしていたことが判明した。これにより、百姓身分でも武芸を修練する傾向が広くみられたことが出羽国でも実証できた。

また、安政年間刊行の「武術英名録」をもとに関東地方における庶民剣士の所在と分布データを作成し、これを手がかりに下野国(栃木県)における庶民剣士の存在状況を把握した。その結果、「武術英名録」記載の庶民剣士が30人存在したことを確認できた。流派別人数は次の通りである。北辰一刀流17、神道無念流3、甲源一刀流2、岡安柳剛流1、柳剛流1、神武一刀流1、念流1、不明1。

関東一円では柳剛流系列が勢力をもっているが(151人)、下野国では同流は一人いるにすぎ

ない。これに対して下野国の庶民剣士の世界では、北辰一刀流が隆盛を極めていたことが判明した。

また文久3年(1863)に結成された「浪士組隊士名簿」をもとに下野国出身者を確認したところ、12人を把握できた。

このほか地元研究者の文献や史料から、下記の庶民剣士の存在を確認できた。

当流剣術(下野兵法)の創始者: 笹河是閑(酒井雅楽頭の家臣)

北條伯昌: 当流の代表的剣士(旗本領の名主)、正徳4年(1714)生まれ、

心明当流の創始者: 引田村の福田誠好斎「福田家代々心意守行書添録」

当流: 古賀志村北條家: 宇都宮氏の家臣、土着して代々名主家 元文期に道場を開く

当流: 鹿沼塩山の小森家: 名主家、天保15年に北條家より免許

一円流: 助谷村の糸川政之助、代々名主家、寛政4年免許

一円流の秋山左伝次: 肝煎加談役、苗字帯刀御免、文化13年に免許

神道無念流の塩山直蔵: 名主、苗字帯刀御免、天保5年に免許

彼らはいずれも師範級の武術家であり、それぞれ数十人から数百人の門人がいたことから、下野国にも大量の庶民剣士が存在したことは確実である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

(1) 著者名: 平川新

論文標題: 慶長遣欧使節の目的をスペインとの軍事同盟とする説について

雑誌名: 市史せんだい

査読の有無: 無

巻: Vol. 28

発行年: 2018年

最初と最後の項: 3~24頁。

掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子): 無

(2) 著者名: 平川新

論文標題: スペインとポルトガルの日本征服論をめぐって

雑誌名: 歴史評論

査読の有無: 有

巻: 815号

発行年: 2018年

最初と最後の項: 70~87ページ

掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子): 無

(3) 著者名: 平川新

論文標題: 北関東の庶民剣士と江戸時代論の見直し

雑誌名: 歴史と文化(栃木県歴史文化研究会刊)

査読の有無: 無

巻: 26号

発行年: 2017年

最初と最後の項: 20~30頁

掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子): 無

〔学会発表〕(計5件)

1.

発表者名: 平川新

論文標題: 文化財としての古文書、アーカイブズとしての歴史資料

学会名: 日本学術会議公開シンポジウム「震災・復興資料の収集・アーカイブズ化の現状と今後の課題」、主催: 日本学術会議社会学委員会

発表年月日: 2018年11月10日

発表場所: 福島県郡山市 JR郡山駅前郡山市民交流プラザ

2.

発表者名: 平川新

発表論題: 被災地の研究者: 東日本大震災発生後の取り組み

学会名: 日本心理学会第82回大会 大会企画シンポジウム

発表年月日: 2018年9月27日

場所: 仙台国際センター

3.

発表者名：平川新
発表論題：キリスト教の伝来と日本
学会名：日本キリスト者医科連盟大会
発表年月日：2018年8月3日
場所：松島センチュリーホテル

4.

発表者名：平川新
発表論題：政宗が生きた時代の日本と世界
学会名：(公財)農村文化研究所 地域歴史民俗学講座
発表年月日：2018年6月16日
場所：米沢女子短期大学

5.

発表者名：平川新
発表論題：歴史研究から災害を考える
学会名：日本工学アカデミー東北北海道支部大会
発表年月日：2018年4月13日
場所：東北大学さくらホール

〔図書〕(計2件)

著者名：平川新
出版社：中央公論社
書名：戦国日本と大航海時代
発行年：2018年
総ページ数：290ページ

著者名：平川新ほか
出版社：勉誠出版
書名：『地域から考える世界史－歴史教育の新潮流』(共著)、「災害と人類の歴史」執筆
発行年：2017年
総ページ数250ページ(うち27-41ページ)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。